

緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について

令和2年4月17日
京都府教育委員会

国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの府立学校に係る臨時休業の要請に基づき、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせします。

記

1 府立学校の臨時休業

(1) 府内全ての府立学校を5月6日（水）まで臨時休業とする。

	既休業 口丹以南(4/13～5/6)	今回の休業 中丹以北(4/21～5/6)
府立高等学校附属中学校	3校	1校
府立高等学校	本校35校・分校2校	本校15校・分校6校
府立特別支援学校	本校8校・分校1校	本校3校・分校2校

なお、終期については、今後の状況に応じて延長することがある。

(2) 臨時休業期間中の学習保障

- 学習課題を郵送・メール等で配付・指示し、家庭学習を行わせる。
ICTによる動画視聴や遠隔指導の活用を順次図る。
- 原則、一律の登校日は設けないが、希望生徒が学習課題等に関する質問を行える、登校可能な日を設定する。その際は、登校時間・使用教室の分散化や人数の調整を行うことにより、過密化や接触の低減などの感染拡大防止対策を執る。
- 部活動は禁止とする。

(3) 特別支援学校について

- 上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応する。
- 各家庭で過ごすことを更に要請した上で、やむを得ず、自宅又は福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合には、特例的に学校で受け入れる。その際、スクールバスは「3密」に配慮しつつ運行する。
なお、給食については提供しない。

(4) 心のケアについて

スクールカウンセラーによる相談は継続して実施する。

2 教職員の在宅勤務

通勤等による接触機会の低減及び学校教育を停滞させない体制の構築のため、交代制による計画的な在宅勤務を実施する。

3 府内市町（組合）立学校への対応

緊急事態宣言発出に伴う臨時休業の要請を踏まえ、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861